

## 令和5年度補助団体監査結果を公表します

地方自治法第199条第7項及び大崎町監査基準第2条第1項第3号の規定に基づき補助団体監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により、監査の結果を公表します。

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の対象

- 名称 ①大崎町衛生自治会  
②大崎町環境拠点整備事業実行委員会
- 範囲 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業のうち、事業運営補助金に係る出納その他の事務の執行について

#### 補助金の名称及び補助金の額

- ①大崎町衛生自治会助成事業補助金 2,203,650円  
②大崎町環境拠点整備事業補助金 14,848,275円

#### (2) 監査実施年月日 令和6年6月25日

#### (3) 監査の方法

監査の実施に当たっては、補助金等交付申請書、決算書、事業報告書及び預金通帳等の関係書類の提示を求め、関係職員から説明を聴取し、当該補助金が交付目的に従って正しく使用されているかなど、財政的援助に係る出納その他の事務が適正におこなわれているかどうか主に主眼をおいて監査を実施した。



監査の様子【環境政策課】

### 2 監査の結果

- ① 令和5年度の補助金の執行状況について監査の結果、補助金の交付に伴う諸手続きは、町補助金交付規則に基づいて適正に処理されており、町からの補助金は確実に収納されていた。また、補助金の使途については、必要とする事業支出に配分されており、目的に沿って執行されていることを確認した。
- ② 会計経理については適正に処理されていることを確認した。
- ③ 予算・決算に係る様式については、収入・支出の内訳等を統一するよう指導した。

令和6年7月5日

大崎町監査委員 遠矢 忠  
同 宮本 昭一